

第 3 1 回総会議事録

(令和5年1月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第31回総会 議事録	
日 時	令和5年1月25日（水曜日）14時00分～15時55分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 24名 （農業委員14名・農地利用最適化推進委員10名） 欠席農業委員数 1名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意思決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 横浜市南西部農業委員会 次期農地利用最適化推進委員 候補者の選定について</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の申し合わせ決議の確認について 決議事項を確認し、昨年に引き続き、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正な執行に努めることを申し合わせる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜チャレンジファーマーの参入概要について ・法人及び個人の参入概要について ・第 29 回総会議案の農地造成について ・タブレット端末の導入について ・農地取得に係る下限面積の撤廃について
審議結果	<p>第 1 号議案</p> <p>19 号 許可</p> <p>20 号 許可</p> <p>第 2 号議案</p> <p>14 号 取下げ</p> <p>第 3 号議案</p> <p>28 号 承認</p> <p>29 号 承認</p> <p>30 号 承認</p> <p>第 4 号議案</p> <p>13 号 承認</p> <p>第 5 号議案</p> <p>75 号 承認</p> <p>76 号 承認</p> <p>77 号 承認</p> <p>78 号 承認</p> <p>79 号 承認</p> <p>80 号 承認</p> <p>81 号 承認</p> <p>第 6 号議案</p> <p>戸 14-10 承認</p> <p>第 7 号議案</p> <p>18 号 承認</p> <p>第 8 号議案</p> <p>9 号 承認</p> <p>10 号 承認</p> <p>第 9 号議案</p> <p>戸塚 11 承認</p> <p>戸塚 39 承認</p> <p>栄 5 承認</p> <p>栄 39 承認</p> <p>栄 57 承認</p> <p>瀬谷 30 承認</p> <p>瀬谷 46 承認</p>

	<p>瀬谷 48 承認</p> <p>瀬谷 50 承認</p> <p>瀬谷 100 承認</p> <p>瀬谷 127 承認</p> <p>磯子 9 承認</p> <p>港南 2 承認</p> <p>戸塚 25 承認</p> <p>戸塚 28 承認</p> <p>戸塚 32 承認</p> <p>金沢 7 承認</p> <p>瀬谷 122 承認</p> <p>瀬谷 123 承認</p> <p>瀬谷 149 承認</p> <p>瀬谷 177 承認</p> <p>瀬谷 28 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後 2 時 00 分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第 31 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 24 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 31 回総会を開会いたします。議事録署名人は、青木 司光委員と安西健一委員にお願いします。</p>
事務局 安西八幸委員	<p>それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第 1 号議案第 19 号を朗読></p> <p>緑園なえば保育園から南に約 300m の調整白地 5 筆です。譲受人が経営規模拡大のために譲り受けるもので、譲受人の肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 1 号議案第 19 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第 1 号議案第 19 号については、許可と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に、第 1 号議案第 20 号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第 1 号議案第 20 号を朗読></p>

安西健一委員
安西勤推進委員

議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。

和泉小学校から北に約 100mの農用地 1 筆です。譲受人が経営規模拡大のために購入するもので、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 1 号議案 20 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 1 号議案第 20 号については、許可と決定します。

議長

次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 2 号議案第 14 号を朗読>

下和泉小学校から西に約 350mの農振白地 1 筆です。譲受人が土地を購入し資材置場に整備するもので、第 3 種農地です。

本件につきましては、関係他法令の調整が整わなかったため、令和 5 年 1 月 25 日の午前に取下願が提出されております。そのため、本日の総会では審議をいたしません。

議長

第 2 号議案第 14 号につきましては、取り下げとします。

議長

次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 3 号議案第 28 号を朗読>

高橋功委員

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

相澤推進委員

新橋小学校から北に約 520mの調整白地 2 筆です。昭和 40 年代に耕作をやめ、車両置き場及び資材置場の一部として貸し出し現在に至ります。現在は倉庫敷地内の資材置場として利用されており、農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 3 号議案第 28 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 3 号議案第 28 号については、承認と決定します。

議長

次に、第 3 号議案第 29 号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 3 号議案第 29 号を朗読>

高橋功委員

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

相澤推進委員

阿久和小学校から南東に約 500mの調整白地 2 筆です。平成 12 年ごろから一部を店舗駐車場として貸し出し、その後 2 筆とも貸すようになり、平成 25 年ごろからは倉庫敷地として利用され現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第29号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第29号については、承認と決定します。
議長 事務局 野渡委員	次に、第3号議案第30号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第3号議案第30号を朗読> 相鉄ゆめが丘駅から北西へ約700mの調整白地2筆です。昭和49年ごろから駐車場として賃貸するようになり、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第30号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第30号については、承認と決定します。
議長 事務局 高橋孝至委員	次に、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第13号を朗読> 品濃町公園から西へ300mと370mの生産緑地2筆と、調整白地1筆の2団地3筆です。ダイコンやサツマイモ等のほか、みかんタケノコを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第13号については、承認と決定します。
議長 事務局 青木委員	次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第5号議案第75号を朗読> 県立瀬谷西高等学校から南に約480mの生産緑地1筆です。ネギやブロッコリーなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第75号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案第75号については、承認と決定します。

議長
事務局
北村委員

次に、第5号議案第76号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第5号議案第76号を朗読>

東俣野中央公園から東へ約300mの生産緑地2筆です。枝豆やトウモロコシ、ネギ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第76号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第5号議案第76号については、承認と決定します。

議長
事務局
白居委員
根本推進委員

次に、第5号議案第77号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第5号議案第77号を朗読>

議案の詳細については根本推進委員から説明します。

日野中央公園の南に位置する生産緑地2筆と南へ約350mの生産緑地16筆の2団地です。栗、柿、梅などの果樹を栽培しており、肥培管理は概ね良好です。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第77号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第5号議案第77号については、承認と決定します。

議長
事務局
野渡委員

次に、第5号議案第78号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第5号議案第78号を朗読>

中和田南小学校の西へ約100mの調整白地3筆及び、北西へ約500mの調整白地1筆の4筆です。ダイコン、ハクサイ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第78号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第5号議案第78号については、承認と決定します。

議長
事務局
青木委員
相澤推進委員

次に、第5号議案第79号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第5号議案第79号を朗読>

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

原小学校の北に位置する生産緑地2筆1団地です。ブルーベリーなどの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

	す。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第79号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第79号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案第80号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第80号を朗読>
鈴木委員	下郷小学校から南東へ約550mの生産緑地16筆1団地です。みかんやタケノコ、ナス、トマト等を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第80号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第80号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案第81号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第81号を朗読>
森委員	中田小学校から南西へ約350mの生産緑地2筆です。ブルーベリー、カキ等の果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第81号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第81号については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案 戸14-10 を朗読>
野渡委員	議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
遠藤推進委員	飯田北いちょう小学校から北へ約100mの農振白地3筆ほか10筆計13筆です。露地及び施設野菜、植木を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案第戸14-10について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第6号議案第戸14-10については、承認と決定します。
議長	次に、第7号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 高橋功委員	<p><第7号議案第18号を朗読></p> <p>上瀬谷小学校から東へ約100mの農用地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和5年1月26日から令和5年7月31日を予定しています。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	<p>第7号議案18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第7号議案第18号については、承認と決定します。</p>
議長	次に、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 高橋孝至委員	<p><第8号議案第9号を朗読></p> <p>川上小学校から北に約250mの生産緑地1筆です。主たる従事者の死亡によるものです。令和4年2月頃から体調不良により耕作できなくなり、同年4月に亡くなりました。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	<p>第8号議案9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第8号議案第9号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局	次に、第8号議案第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。
安西健一委員 安西勤推進委員	<p><第8号議案第10号を朗読></p> <p>議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。</p> <p>中和田小学校から西に約200mの生産緑地1筆です。主たる従事者の故障によるものです。平成24年に土地を相続し耕作していましたが、令和4年10月19日に腰部脊柱管狭窄症と診断されました。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	<p>第8号議案10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第8号議案第10号については、承認と決定します。</p>
議長	次に、第9号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせん の協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

- <第9号議案 戸塚 11 を朗読>
- <第9号議案 戸塚 39 を朗読>
- <第9号議案 栄 5 を朗読>
- <第9号議案 栄 39 を朗読>
- <第9号議案 栄 57 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 30 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 46 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 48 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 50 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 100 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 127 を朗読>
- <第9号議案 磯子 9 を朗読>
- <第9号議案 港南 2 を朗読>
- <第9号議案 戸塚 25 を朗読>
- <第9号議案 戸塚 28 を朗読>
- <第9号議案 戸塚 32 を朗読>
- <第9号議案 金沢 7 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 122 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 123 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 149 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 177 を朗読>
- <第9号議案 瀬谷 28 を朗読>

今回平成4年11月の生産緑地の指定から30年を経過し、特定生産緑地の指定を受けず買い取り申出をした案件が22件、主たる従事者の死亡に伴うあっせん申出が1件ありました。

内訳は、戸塚区が5件5,687㎡、磯子区が1件528㎡、金沢区が1件763㎡、港南区が1件42㎡、栄区が3件2,351.22㎡、瀬谷区が11件20,670.50㎡となります。

買い取り希望者がいましたら、令和5年2月7日火曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案戸塚11から瀬谷28までの22件について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第9号議案戸塚11から瀬谷28までについては、承認と決定します。

議長
事務局

次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
<報告事項第1号から第6号まで一括で報告>

議長	<p>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p> <p>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p><法令遵守の申し合わせ決議の確認について></p> <p>決議事項を確認し、昨年に引き続き、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正な執行に努めることを申し合わせる。</p>
環境活動支援センター	<p><横浜チャレンジファーマーの参入概要について></p>
農政推進担当議長	<p><法人及び個人の参入概要について></p> <p>その他情報提供、事務連絡について、御意見等がありましたらお願いします。</p>
根本推進委員	<p>横浜チャレンジファーマーについてですが、参入者が収入を得て生計を立てなければならない中で、機材や機械の投資がかかるわけで、農地中間管理事業として神奈川県農業公社との貸借の契約期間というのは何年になるのでしょうか。</p>
農政推進担当	<p>農地中間管理事業との貸し借りについて、参入者と農業公社の間について最初は1年6か月の計画としております。ただ、土地所有者と農業公社の間では6年だったかと記憶しております。そこについては、引き続き更新を前提に考えておりますので、期間としてはそのスパンで設計しております。</p>
根本推進委員	<p>買い取りという可能性はあるのでしょうか。</p>
農政推進担当	<p>買い取りも当事者同士のご意向や、土地の条件とか法律的に納税猶予がかかっている土地だったりすることもあるので、不可能ではないですが少しハードルがあります。</p>
根本推進委員	<p>気になるのは、新規参入の方が土地を借りて投資をして収入を得ていくという流れが、なるべくスムーズに継続的にできるよう農政事務所でルール化していかないと、コストだけかけて収入もままならない、あるいは途中で契約を切られるとなると、新規参入者がどんどん減ってしまう可能性があるのでは、是非そのあたりを意識していただければと思います。</p>
北村委員	<p>こちらの新規参入者からは相談を受けておまして、収入は3年後くらいには軌道に乗せたいという話です。機械等は、土地所有者が他にも大勢の人に貸し出していますので、同じように借りることができます。また、周りには農業アカデミーの方だとかの先輩が点在していますので、そういうネットワークがあるなど環境は良いのではと思います。農協の方も確認してくれているようです。</p>
議長	<p>その他にありますでしょうか。ないようでしたら、事務局より連絡事項の続きがあります。</p>
事務局	<p>第29回総会で審議した農地造成について、施工内容に問題があるという情報がございました。事務局で確認したところ、造成地の一部に建設残土のようなものが混入していることが分かりましたので、現場の作業を止めるよう昨日施工業者に対し連絡をいたしました。現在、施工業者から聞き取りを</p>

する段取りをしているところで、来週早々にも現地で施工業者と是正に向けた話し合いを行う予定です。地区担当の野渡委員、遠藤推進委委員にも事務局と一緒に動いてもらっています。是正方法等について、都度関係委員の方々と御相談・御報告をさせていただくとともに、委員の皆様にも情報を共有させていただきます。

事務局

続いて、今年、農地の利用最適化を主な目的として、国からの補助がありタブレット端末を 11 台購入しております。具体的な運用方法はこれから皆様と相談させていただくのですが、触ってみなければ分からないかと思えます。可能であれば、2月ないし3月の総会後に現物をご覧いただいて、場合によっては県農業会議の職員から使い方の説明をさせていただくという話もあります。そのうえで、どのように活用していくか相談させていただければと思っております。

使用については、改選後に新しい委員と始めてはという意見もいただいておりますが、まずは触ってみて何が出来るのかを確認してもらえればと考えております。何か御意見がございましたら、事務局までお寄せください。

議長

その他、御質問はございますか

安西健一委員

事務局に質問ですが、ネット等で農林水産省が農地を購入する際の下限面積について出ているのですが、現在どのようになっているのか教えていただきたいです。

事務局

3条の売買について農地取得に必要な下限面積が今年の4月から撤廃されるということになっています。

先日の1月20日にも神奈川県の方から説明会がございました。資料だけは配られているのですが、神奈川県が並行して、どんな問題がありますかとアンケートを各委員会等に調査を、現在しているところです。ですので、下限面積をなくすということは新規参入のハードルを下げるという目的で法律も来ているようですが、実際に3条で農地を取得してすぐに転用してもいいのかという質問が出たときに、回答を持ち合わせていないという段階です。

国も質問のQAをその度に配っている状態ですので、もう少しお時間をいただければと思えます。ただ、法律は4月1日から施行され、下限面積は撤廃されることとなります。

議長

以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第31回総会を閉会といたします。

(閉会 午後 15 時 55 分)

令和5年1月25日開催 第31回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	議事録署名人
14	安西 健 一	連合会理事	出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		欠席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員
 農政推進担当：畠山技術職員
 環境活動支援センター：近藤技術職員